

佐賀県公共事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県が実施する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、佐賀県公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営その他の委員会の設置に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 佐賀県が作成する「新規評価マニュアル」の策定、変更に関する事項
- (2) 佐賀県が実施している公共事業の継続の適否について佐賀県が行った評価（以下「再評価」という。）に関する事項
- (3) 佐賀県が実施した公共事業の効果、環境の影響等について佐賀県が行った評価（以下「事後評価」という。）に関する事項
- (4) その他前(1)、(2)、(3)に規定する新規評価マニュアル及び再評価、事後評価の答申に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。また、委員の年齢が40歳代以下の委員数は、委員総数の10分の3未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第4条 委員は、県内の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公平普遍の立場で審議をしなければならない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 1 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法による審議により、会議をすることができる。この場合において、委員長はその結果を次の会議に報告しなければならない。

5 前項の規定による審議は、第3項の場合と同様に委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、県土整備部県土企画課に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

2 本要綱の施行に伴い、「佐賀県公共事業評価監視委員会委員設置要領（平成平成27年10月16日）」は廃止する。